二　通知の内容
　土地区画整理法第一〇三条第一項の規定により松本都市計画事業庄内土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び換地図の通り換地処分します。なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを長野県松本市筑摩一丁目二九番七号松本市庄内土地区画整理組合現場事務所掲示場において掲示する。
（従前の土地）
松本市出川一丁目一三六二番二、田、一一㎡
（換地処分後の土地）
松本市出川一丁目一二一番、公衆用道路、一一㎡
一　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に松本市長に審査請求をすることができます。
（審査請求の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）
二　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に松本市庄内土地区画整理組合を被告として、処分の取消の訴えを提起することができます。
三　上記一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六ヶ月以内に松本市庄内土地区画整理組合を被告として処分の取消の訴えを提起することができます。
平成二十二年七月二十八日
長野県松本市深志二丁目一番一号
松本市庄内土地区画整理組合
理事長　丸山　喜孝

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第一号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。
一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社エス・クルー　東京都中央区新川一丁目二八番三号
二　保証金の額　金三十万円
三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。
四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。
平成二十二年七月二十八日
東京都中央区新川一丁目二八番三八号
株式会社エス・クルー
代表取締役　森田　昇

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第一号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。
一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社テクノスタッフ　東京都千代田区外神田五丁目一番五号
二　保証金の額　金三十万円
三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。
四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。
平成二十二年七月二十八日
東京都千代田区外神田五丁目一番五号
株式会社テクノスタッフ
代表取締役　小坂　俊則

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第一号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。
一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　キャリエラ株式会社　東京都千代田区神田須田町一―二八ＫＳＴビル一Ｆ
二　保証金の額　金三十万円
三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。
四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。
平成二十二年七月二十八日
東京都千代田区神田須田町一―二八ＫＳＴビル一階
キャリエラ株式会社
代表取締役　菅原　信夫

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。
下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。
平成22年7月28日

記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名
①野村リビングサポート株式会社　②国土交通大臣(4)5192　③代表取締役　関敏昭　④東京都新宿区新宿五丁目14番６号　廃止した従たる事務所　東京都新宿区新宿五丁目14番６号　大阪府大阪市西区阿波座一丁目４番４号　⑤1000万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都新宿区新宿五丁目14番６号　野村リビングサポート株式会社　代表取締役　関敏昭
①日鉱金属株式会社　②東京都知事(1)88064　③代表取締役　岡田昌徳　④東京都港区虎ノ門二丁目10番１号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区大手町二丁目６番３号　ＪＸ日鉱日石金属株式会社　代表取締役　岡田昌徳
①株式会社レオパレス21　②国土交通大臣(9)2846　③代表取締役　深山英世　④東京都中野区本町二丁目54番11号　廃止した従たる事務所　東京都中野区本町三丁目31番11号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都中野区本町二丁目54番11号　株式会社レオパレス21　代表取締役　深山英世
①有限会社ウエノハウス　②大阪府知事(4)43565　③代表取締役　上野予里　④大阪府羽曳野市高鷲10―21―８　有限会社ウエノハウス　10―21―８　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府羽曳野市高鷲10―21―８　代表取締役　上野予里
①スギモト建設株式会社　②山口県知事(1)第3294　③代表取締役　杉本充男　④山口県柳井市新庄1078―１　⑤1000万円　⑥山口県知事　⑦山口県柳井市新庄1078―１　スギモト建設株式会社　代表取締役　杉本充男